

浜田市関係人口応援プログラム活動支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、浜田応援団員に対し、浜田応援プログラムに参加するために浜田市を訪れるのに要する宿泊費等の一部を補助することにより、地域等との多様な関わりを促し、浜田市に多様な形で継続してつながりを持つ関係人口の創出に資することを目的とし、その補助金の交付に関しては、浜田市補助金等交付規則（平成 17 年浜田市規則第 56 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浜田応援団員 浜田応援団設置要綱により登録された者をいう。
- (2) 浜田応援プログラム 浜田応援団に関するホームページ又は SNS 等に掲載のある地域活動等であって、浜田市内において行う活動をいう。
- (3) 目的地 浜田応援プログラムの開催場所又は集合場所をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業を行う施設、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業を行う施設をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、浜田応援団員であって、浜田応援プログラムに参加するものとする。

（補助金額等）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）と補助金額等は、別表に掲げるとおりとし、補助金の総額については、予算の範囲内とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜田市関係人口応援プログラム活動支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、浜田応援プログラムに参加する日の 10 日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び居住地を証する書類（免許証、マイナンバーカード等）の写し
- (2) 予定対象経費内訳表

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、補助の可否を決定し、浜田市関係人口応援プログラム活動支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

(変更承認申請)

第 7 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第 9 条に規定する事由が生じたときは、浜田市関係人口応援プログラム活動支援事業補助金（変更・中止）承認申請書（様式第 3 号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(実績報告)

第 8 条 補助事業者は、浜田応援プログラムに参加した日から起算して 30 日を経過する日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、浜田市関係人口応援プログラム活動支援事業補助金実績報告書（様式第 4 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 交付の対象となる経費を証する書類(交通機関及び宿泊施設等の利用日、発着地、金額が記載された領収書等)の写し

(2) 対象経費内訳表

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付額の確定等)

第 9 条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、浜田市関係人口応援プログラム活動支援事業補助金確定通知書（様式第 5 号）により補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第 10 条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、浜田市関係人口応援プログラム活動支援事業補助金交付請求書（様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 11 条 市長は、虚偽の申請その他の不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

補助対象経費	補助率・補助額	上限額
(1)交通費 居住地から目的地までの往復交通費のうち、公共交通機関を利用する際の運賃の実費	1/2	(1)～(4)までの合計額 1回あたり 5,000 円
(2)車両借上料 レンタカー代		
(3)使用料 有料道路使用料、駐車場代等		
(4)自家用車等燃料費		
(5)宿泊費 浜田応援プログラム参加のために浜田市内の宿泊施設に宿泊する場合の宿泊費 (浜田応援プログラム参加日及びその前日に係る宿泊費)	10/10 (食事代等を除く)	1人1泊あたり 2,000 円

備考

- 1 補助対象経費のうち、他の同種の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は、その額を除く。
- 2 自家用車等に参加者複数名で同乗の場合、同乗者については補助対象外とする。
- 3 補助額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。